

# 第三期特定健康診査等実施計画

2018（平成30）年度～2023（平成35）年度

2018（平成30）年3月

三木町国民健康保険

## もくじ

はじめに	1
1 達成しようとする目標	4
2 特定健康診査等の対象者数	4
3 特定健康診査・特定保健指導の実施方法	5
4 個人情報の保護	8
5 特定健康診査等実施計画の公表・周知	8
6 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	9
7 その他	9

## はじめに

### 1 生活習慣病対策の必要性

国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて肥満から糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の発症を招き、通院し投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、その後こうした疾患が重症化し、虚血性心疾患や脳卒中等の発症に至るといった経過をたどることになる。

このような経過をたどることは、国民の生活の質（QOL）の低下を招くものであるが、これは若い時からの生活習慣病の予防により防げるものである。生活習慣病の境界域段階で留めることができれば、通院を減らすことができ、更には重症化や合併症の発症を抑え、入院に至ることも避けることができる。また、その結果として、中長期的には医療費の増加を抑えることも可能となる。

こうしたことから、高齢者の医療の確保に関する法律により、2008（平成20）年4月から各医療保険者に対して、40歳から74歳の被保険者を対象とする生活習慣病に関する健康診査（以下、「特定健康診査」という。）及び特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（以下「特定保健指導」という。）の実施が義務付けられた。

### 2 メタボリックシンドロームという概念の導入

2005（平成17）年4月に、日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。

これは、内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を呈する病態であり、それぞれが重複した場合は、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高く、内臓脂肪を減少させることでそれらの発症リスクの低減が図られるという考え方を基本としている。

すなわち、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧は予防可能であり、また、発症してしまった後でも、血糖、血圧等をコントロールすることにより、心筋梗塞等の心血管疾患、脳梗塞等の脳血管疾患、人工透析を必要とする腎不全などへの進展や重症化を予防する事は可能であるという考え方である。

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積、体重増加が血糖や中性脂肪、血圧などの上昇をもたらすとともに、様々な形で血管を損傷し、動脈硬化を引き起こし、心血管疾患、脳血管疾患、人工透析の必要な腎不全などに至る原因となることを詳細にデータで示すことができるため、健診受診者にとって、生活習慣と健診結果、疾病発症との関係が理解しやすく、生活習慣

の改善に向けての明確な動機づけができるようになると思う。

### 3 本町の健康課題

香川県の特徴として、腎不全の割合が高いことがあげられる。内臓肥満による糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病が全般的に高く、それに伴う重症化予防が課題とされている。

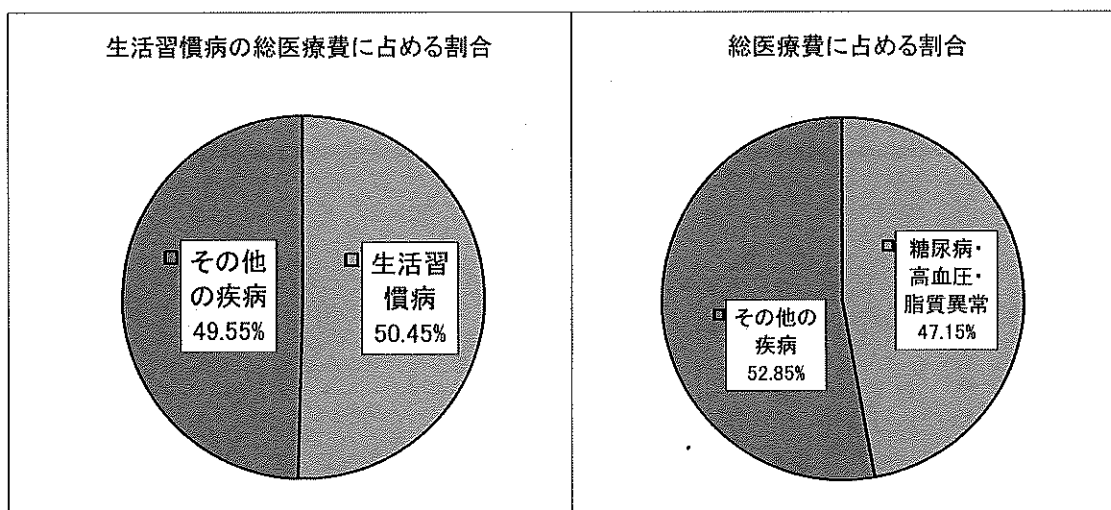
本町においても2016（平成28）年度の総医療費に占める生活習慣病の割合が過半数であり、特に糖尿病・高血圧・脂質異常がほぼ半数を占めている。年代別にみると50歳代から増加し、60～70歳代がほぼ半数を占めている。

また、2016（平成28）年度の特健康診査の受診状況をみると、若年齢層（40～64歳）で受診率が低く65～74歳での受診率がほぼ半数を占めている。男女別では、女性より男性の受診率が低くなっている。

これらのことから、若年齢層と男性の健康診査の受診を促進し、生活習慣病が増加する前の段階から、その予備群に対して早期に介入し、行動変容に向けた支援を行うことが重要であると考えられる。

なお、近年、歯科関連疾患と生活習慣病との関連が指摘されていることから、特定健康診査と併せて歯科保健対策を実施する必要がある。

このような状況を踏まえ、本町においては、特定健康診査等実施計画（2008～2012（平成20～24）年度）、第二期特定健康診査等実施計画（2013～2017（平成25～29）年度）に引き続き、第三期特定健康診査等実施計画（2018～2023（平成30～35）年度）を策定し、積極的に生活習慣病有病者・予備群の減少を図る。



4 特定健康診査・特定保健指導の実施状況（2013～2017（平成25～29）年度）

1 特定健康審査

医療機関(人間ドックを含む)による施設健診

対象者：40～74歳の三木町国民健康保険被保険者

	対象者数	実施場所	受診者数	受診率	香川県受診率
2013 (平成25)年度	4,774人	町内医療機関	1,860人	39.0%	40.5%
		人間ドック			
2014 (平成26)年度	4,760人	町内医療機関	1,906人	40.0%	41.1%
		人間ドック			
2015 (平成27)年度	4,741人	町内医療機関	1,923人	40.6%	42.0%
		人間ドック			
2016 (平成28)年度	4,658人	町内医療機関	1,881人	40.4%	41.6%
		人間ドック			
2017 (平成29)年度(※)	4,719人	町内医療機関	30年1月末現在 1,790人	30年1月末現在 37.9%	—
		人間ドック			

2 特定保健指導

(1) 動機付け支援

	実施場所	対象者数	受診者数	受診率	香川県受診率
2013 (平成25)年度	予防医学協会 三木町直営	160人	61人	38.1%	22.6%
2014 (平成26)年度	予防医学協会 総合健診協会 三木町直営	163人	58人	35.6%	24.4%
2015 (平成27)年度	予防医学協会 総合健診協会	177人	69人	39.0%	27.4%
2016 (平成28)年度	予防医学協会 総合健診協会 三木町直営	175人	66人	37.7%	29.0%
2017 (平成29)年度(※)	予防医学協会 三木町直営	174人	現在実施中	現在実施中	—

(2) 積極的支援

	実施場所	対象者数	受診者数	受診率	香川県受診率
2013 (平成25)年度	予防医学協会 三木町直営	54人	18人	33.3%	17.1%
2014 (平成26)年度	予防医学協会 三木町直営	48人	20人	41.7%	19.4%
2015 (平成27)年度	予防医学協会 総合健診協会 三木町直営	44人	21人	47.7%	19.2%
2016 (平成28)年度	予防医学協会 総合健診協会 三木町直営	45人	21人	46.7%	22.2%
2017 (平成29)年度(※)	予防医学協会 三木町直営	36人	現在実施中	現在実施中	—

(※) 平成29年度は30年1月末までの数値

## 1 達成しようとする目標

項目	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	2021 (平成33)年度	2022 (平成34)年度	2023 (平成35)年度
特定健康診査の実施率	42.0%	44.0%	48.0%	52.0%	56.0%	60.0%
特定保健指導の実施率	40.0%	44.0%	48.0%	52.0%	56.0%	60.0%
メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率	20.0%	21.0%	22.0%	23.0%	24.0%	25.0%

## 2 特定健康診査等の対象者数

(参考) 国民健康保険被保険者の人数見込み

2017 (平成29) 年度 単位：人			
	男性	女性	合計
40~44歳	179	169	348
45~49歳	154	132	286
50~54歳	141	128	269
55~59歳	187	197	384
60~64歳	370	448	818
65~69歳	835	871	1,706
70~74歳	746	794	1,540
合計	2,612	2,739	5,351

2018 (平成30) 年度 単位：人			
	男性	女性	合計
40~44歳	174	166	340
45~49歳	160	138	298
50~54歳	142	125	267
55~59歳	179	193	372
60~64歳	358	436	794
65~69歳	809	847	1,656
70~74歳	794	846	1,640
合計	2,616	2,751	5,367

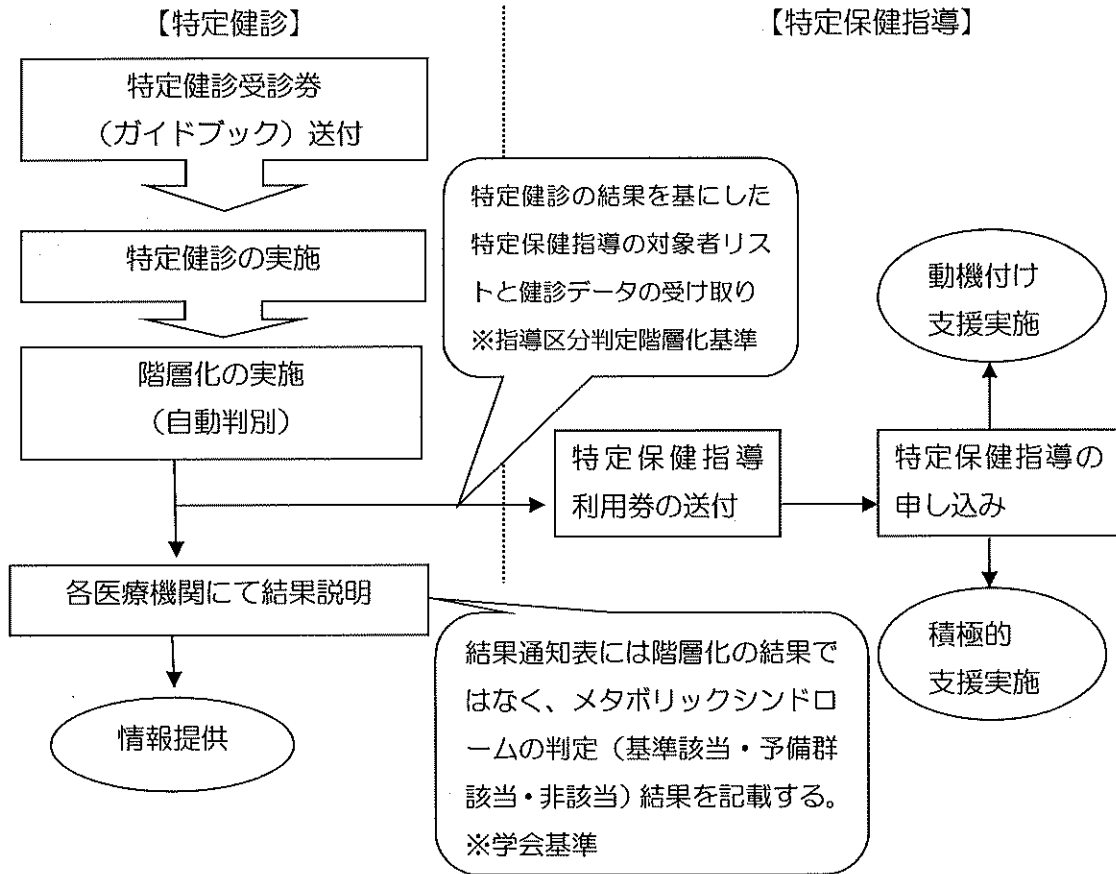
2019 (平成31) 年度 単位：人			
	男性	女性	合計
40~44歳	169	163	332
45~49歳	166	145	311
50~54歳	143	122	265
55~59歳	172	190	362
60~64歳	345	424	769
65~69歳	784	823	1,607
70~74歳	841	899	1,740
合計	2,620	2,766	5,386

2020 (平成32) 年度 単位：人			
	男性	女性	合計
40~44歳	164	160	324
45~49歳	172	152	324
50~54歳	143	119	262
55~59歳	164	187	351
60~64歳	332	412	744
65~69歳	760	798	1,558
70~74歳	888	951	1,839
合計	2,623	2,779	5,402

2021 (平成33) 年度 単位：人			
	男性	女性	合計
40~44歳	160	153	313
45~49歳	168	149	317
50~54歳	150	126	276
55~59歳	165	182	347
60~64歳	320	406	726
65~69歳	735	780	1,515
70~74歳	862	927	1,789
合計	2,560	2,723	5,283

### 3 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

#### 1 特定健康診査から特定保健指導への流れ



#### メタボリックシンドローム判定基準

- (1) 基準該当…腹囲に加え、選択項目①～③のうち2つ以上の項目に該当する者
- (2) 予備軍該当…腹囲に加え、選択項目①～③のうち1つの項目に該当する者
- (3) 非該当…上記に該当しない者

【必須項目】	腹囲	男性 85cm 以上、女性 90cm 以上 (内臓脂肪面積 100 cm <sup>2</sup> に相当)
【選択項目】	① 血糖	空腹時血糖 110 mg/dl 以上
	② 脂質	中性脂肪 150 mg/dl 以上 かつ/または HDL コレステロール 40 mg/dl 未満
	③ 血圧	収縮期血圧 130mmHg 以上 かつ/または 拡張期血圧 85mmHg 以上

特定保健指導階層化判定

腹囲	追加リスク	④ 喫煙歴	対象	
	① 血糖 ② 脂質 ③ 血圧		40~64 歳	65~74 歳
≥85cm (男性) ≥90cm (女性)	2つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1つ以上該当	あり なし		
上記以外 で BMI≥25	3つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2つ以上該当	あり なし		
	1つ以上該当	/		

※① 血糖 空腹時血糖 100mg/dl以上、又はヘモグロビンA1c 5.6%以上、又は薬剤治療中

② 脂質 中性脂肪 150mg/dl以上、又はHDLコレステロール 40mg/dl未満、又は薬剤治療中

③ 血圧 収縮期 130mmHg 以上、又は拡張期 85 mmHg 以上、又は薬剤治療中

④ 喫煙歴 (質問票より)

※なお、腹囲の測定に代えて内臓脂肪面積の測定 (CT スキャン等で測定した腹部の断面画像にて内臓脂肪の占める断面積) を行う場合には、「腹囲が基準値異常の者」は「内臓脂肪面積が 100 平方 cm 以上の者」と読み替える。



## 2 外部委託者の選定

### (1) 選定基準

厚生労働省令「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき厚生労働大臣が告示にて定める外部委託に関する基準に準ずる。

### (2) 選定方法

随意契約による。

## 3 利用する代行機関

香川県国民健康保険団体連合会を利用する。

## 4 周知や案内の方法

### (1) 周知方法

- ・パンフレットの配布（保険証配布時）
- ・三木町広報誌・三木町ホームページの掲載等

### (2) 受診案内方法

特定健康診査の案内は、三木町各種検診ガイドブック内に特定健康診査受診券を入れ、受診案内（三木町健康福祉課作成）と一緒に郵送する（5月下旬予定）。

特定保健指導の案内は、利用案内（三木町国民健康保険作成）を郵送し、募集期間を設定して、参加者を募集する。

※ただし、財団法人香川県予防医学協会の人間ドックは、各種検診アンケート（毎年度実施）で希望者を募集し、予防医学協会から直接案内文書（予防医学協会作成）を送る（4月上旬予定）。

## 4 個人情報の保護

### 1 記録の保管体制

特定健康診査や特定保健指導で得られる個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び三木町個人情報保護条例等を踏まえ、個人情報の保護に十分配慮しつつ、収集された個人情報を有効に利用し、効果的・効率的な健診・保健指導の実施を図る。

#### (1) 特定健康診査等の記録の保管方法及び体制

特定健康診査や特定保健指導で得られる健康情報等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び三木町個人情報保護条例等を遵守し、適正に保管する。

#### (2) 保管に係る外部委託の有無

効果的・効率的な健診・保健指導を実施するため、収集した個人情報を有効に利用することが必要であることから、個人情報の保護に関する法律及び三木町個人情報保護条例等を遵守の上、香川県国民健康保険団体連合会にデータの保管を委託する。

#### (3) 特定健康診査等の記録の管理に関するルール

特定健康診査等の記録の管理に当たっては、個人情報の保護に関する法律及び三木町個人情報保護条例等を遵守するほか、データ管理や分析等の外部委託に当たっては、個人情報の管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定め、委託先の契約遵守状況を厳重に監督する。

また、健診・保健指導データの電子媒体による保管等については、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを遵守する。

## 5 特定健康診査等実施計画の公表・周知

### 1 特定健康診査等実施計画の公表方法

- ・冊子（全体版）を閲覧できるように窓口掲示
- ・三木町ホームページに掲載

### 2 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法

- ・特定健康診査内容を三木町の検診のお知らせ説明文書内へ掲載
- ・三木町広報誌、町ホームページ、facebookに掲載
- ・国民健康保険証送付時にパンフレットを同封
- ・防災ラジオ放送
- ・保健事業等実施の際に周知
- ・啓発ポスター作成、掲示
- ・各種がん検診時にチラシを配布
- ・未受診者に対し、受診勧奨ハガキを送付

## 6 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

### 1 特定健康診査等実施計画の評価方法

#### (1) 評価内容

- ・「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に示されている
  - ① 特定健康診査の実施率
  - ② 特定保健指導の実施率
  - ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率について行う。
- ・医療対象となる特定健康診査結果者に対し、レセプトデータを突合する。

#### (2) 評価時期

毎年度評価を行い、町国民健康保険運営協議会で報告

### 2 特定健康診査等実施計画の見直しに関する考え方

評価の結果を活用し、必要に応じ実施計画の記載内容を、実態に即したのものに見直す。

## 7 その他

特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

### 1 その他健診との連携

#### (1) 肝炎ウイルス検診

特定健康診査と同時実施する。

対象者は、特定健康診査実施年度中に 40 歳となる者、又は今まで三木町の肝炎ウイルス検診を受診したことがない 41 歳以上の者で希望者

#### (2) 前立腺がん検診

特定健康診査と同時実施する。

対象者は、特定健康診査実施年度中に 50 歳以上となる男性で希望者

#### (3) 日帰り人間ドック

毎年健康福祉課で希望調査し、希望者に対して各種がん検診、骨粗しょう症検診（女性）などを含めた実施とする。

### 2 特定保健指導外の保健指導

#### (1) 歯科指導について

特定健診の歯科質問項目により抽出された対象者に対し、歯科受診勧奨・歯科保

健指導を行うことで糖尿病の重症化を予防する。なお、香川県国民健康保険連合会機能による対象者抽出情報を基に、香川県歯科医師会に委託する。

(2) 糖尿病レセプト有者に対する介入事業について

糖尿病レセプトを有する者で、特定健診を受診した者について香川県国民健康保険連合会機能により階層化された治療中断者に対し、再受診勧奨を行う。